

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 サンコーテクノ株式会社

【英訳名】 SANKO TECHNO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 洞下 英人

【本店の所在の場所】 千葉県流山市南流山三丁目10番地16

【電話番号】 04-7192-6638

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 甲斐 一起

【最寄りの連絡場所】 千葉県流山市南流山三丁目10番地16

【電話番号】 04-7192-6638

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 甲斐 一起

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
サンコーテクノ株式会社大阪支店
(大阪府東大阪市横枕西6番23号)
サンコーテクノ株式会社名古屋支店
(愛知県名古屋市中川区荒子二丁目128番3)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金18円 総額 146,495,196円

ロ 効力発生日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を追加し、監査役及び監査役会に関する規定を削除する。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設する。

上記変更に伴う条数の変更及び文字の統一等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）として、洞下英人氏、佐藤静男氏、洞下正人氏、八谷剛氏、上石茂行氏、佐藤靖氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木英雄氏、松岡省一氏、埴善光氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として渡邊光太郎氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の各設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額を年額240,000千円以内とするものであります。取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まないものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定選任の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	67,422	402	0	(注)1	可決 97.98
第2号議案 定款一部変更の件	64,649	3,175	0	(注)2	可決 93.95
第3号議案 取締役(監査等委員 であるものを除く) 6名選任の件					
洞下 英人	67,718	106	0	(注)3	可決 98.41
佐藤 静男	67,718	106	0		可決 98.41
洞下 正人	67,722	102	0		可決 98.41
八谷 剛	67,722	102	0		可決 98.41
上石 茂行	67,722	102	0		可決 98.41
佐藤 靖	64,721	3,103	0		可決 94.05
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
鈴木 英雄	67,704	120	0	(注)3	可決 98.39
松岡 省一	64,101	3,723	0		可決 93.15
埴 善光	61,600	6,224	0		可決 89.52
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件	67,708	116	0	(注)3	可決 98.39
第6号議案 取締役(監査等委員 であるものを除く) の報酬等の額設定の 件	67,388	144	292	(注)1	可決 97.93
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	67,411	121	292	(注)1	可決 97.96

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。